

令和5年度(令和6年度実施)事務事業評価

事業整理番号	0704	- 15
--------	------	------

事務事業名	スポットビジョンスクリーナ導入経費	担当組織	健康部	健康推進課
-------	-------------------	------	-----	-------

事業特性															
	事業開始年度	4年度		事業終了年度		計画／一般	計画	計画事業No.	3	－	3	－	2	－	4
	単独／補助	国・都補助＋区上乗せ事業		運営形態	一部業務委託	関連するSDGsゴール		3							
事業を構成 する予算事業	①	3歳児健康診査経費				②									
	③					④									
	⑤					⑥									

政策体系(令和5年度基本計画)						
地域づくりの方向	すべての人が地域で共に生きていけるまち		政策	健康な生活の維持・増進		
施策	こころと体の健康づくりの推進【重点】		政策番号	3-3-2		
関連する個別計画	豊島区健康プラン		計画策定年度	平成30年度	計画期間	平成30年度～令和6年度

1. 事業の概要・指標の達成状況									
(1)実施の対象(具体的に記載)		3歳児健康診査の受診児(3歳から4歳未満の区民)							
(2)事業の目的・期待する効果		子どもの目の機能は生まれてから発達を続け、6歳までにほぼ完成するが、3歳児健診において強い屈折異常(遠視・近視・乱視)や斜視が見逃された場合に治療が遅れ、十分な視力が得られない。幼児期の弱視等を早期発見・治療・矯正することにより、健全な発達が促される。							
(3)事業概要		3歳児健診時にスポットビジョンスクリーナーを用い視覚検査(屈折検査)を実施し、結果により必要な場合には精密検査受診を勧奨する。							
(4)目標の達成状況	5年度の取組内容 5年度に実施した具体的な業務内容	3歳児健診時の視覚検査(スポットビジョンスクリーナー)実施するとともに、必要に応じて精密健康診査受診票を発行し、受診を勧奨した。							
	成果指標 事業目標の達成度	成果指標	目指す方向性	単位	4年度(実績)	5年度(計画)		5年度(実績)	6年度(計画値)
		①	眼の有所見者数(3歳児健康診査受診者)	→	人	298	300	246	82.0
		②							
		③							
	指標の説明	スポットビジョンスクリーナ検査の実施による、眼の有所見者数。(問診・診察結果を含む)							
	達成状況	一部未達成	未達成または一部未達成の理由						
(5)取組実績	活動指標 事業の実施状況	活動指標	目指す方向性	単位	4年度(実績)	5年度(計画)		5年度(実績)	6年度(計画値)
		①	3歳児健康診査受診受診者数	→	人	1,150	1,200	1,097	91.4
		②							
		③							
	指標の説明	①当該年度に3歳児集団健康診査を受診した人数							
	達成状況	一部未達成	未達成または一部未達成の理由						

2. 事業費の推移								
単位		4年度		5年度			6年度	
〔金額の項目:千円 人数の項目:人〕		予算	決算	予算	決算	執行率	予算	増減 (R5決算比)
事業費	A	2,689	2,900	1,504	1,467	97.5%	1,773	306
財源内訳	国・都支出金	614	614	0	0		0	0
	使用料・手数料	0	0	0	0		0	0
	地方債・その他	0	0	0	0		0	0
	一般財源	C=A-B	—	2,286	—		1,773	306
正規職員人数※小数点第1位まで		2.0	名	2.0	名		2.0	名
会計年度人数※小数点第1位まで		0.0	名	0.0	名		0.0	名

3. 総合評価及び令和6年度以降に向けての対応・改善策

(1)令和5年度成果と課題	【指標の達成状況(a)】 →S、A、B、C、Dの5段階で評価	B	根拠	スポットビジョンスクリーナー導入により、弱視等の早期発見・早期治療につながっている。				
	※上記の達成状況を踏まえ、評価及びその根拠を記載してください。 ※以下の欄には、①目標に対する成果結果の課題、②指標以外の数値では測れない効果について記載してください。							
①目標に対する成果状況を踏まえた課題 受診者の状況により、有所見者数は見込み数である。3歳児健診受診者全員に視覚検査を実施し、有所見者には確実に精密健康診査受診票を発行する必要がある。								
②指標に表れない事業の成果(指標以外の成果) 区医師会との協議、連携により精密健康診査受診票に対応する医療機関を増やし、受診者の利便性を向上させた。								
(2)業務(事務)改善にむけての取り組み	【業務(事務)改善に向けての取り組み(b)】 S、A、B、Cの4段階で評価 →	A	根拠	健診時の人員配置や業務手順を随時見直し、対象者全員が検査できる体制を維持している。				
	※下の確認事項の内容を踏まえ、齟齬がないよう評価及び根拠欄を記載してください。 ※昨年度に何らかの対応、改善を行い、事業を大きく前進させる成果があった場合のみ「S」評価としてください。							
	①目標に対する成果状況を踏まえた課題(再掲) 受診者の状況により、有所見者数は見込み数である。3歳児健診受診者全員に視覚検査を実施し、有所見者には確実に精密健康診査受診票を発行する必要がある。							
	②現状の実施状況における所管課の認識							
	事業の中に環境変化に合わなくなったものはあるか。	無	選択した理由	「有」の場合は対応策も記載。				
	直営や委託等の様々な手法を比較検討しているか。	有	選択した理由	健診通知発送・受付事務は一部委託している。				
	サービスに係るコストは適正か	適正	選択した理由	人員体制等は最小経費で実施している。				
	統合した方が効率的にできる可能性のある事業はあるか。	無	(有の場合)事業名					
	③上記①、②を踏まえた所管課の対応実施状況							
	対応、改善を既にを行った	はい	はい	取組内容及び効果	検査・精密健診発行待ち時間の短縮	予算措置	有	
はい・いいえどちらも (はいの場合は更なる対応・改善の予定)								
対応、改善の予定	無	無	対応、改善の予定がない理由	すでに人員体制を見直して実施している				
有	対応、改善の内容				予定時期			
	予算措置	有	予算措置を伴わない実施との比較検討	予算措置を伴う理由				
(3)必要性/優先度	【区が実施する必要性(c)】 S、A、B、Cの4段階で評価 →	A	根拠	3歳児健康診査における視力検査および保健指導が適切に実施されるよう国から通知が出ている。				
	※下の確認事項を踏まえ、齟齬がないよう評価及び根拠欄を記載してください。 ※「区の他の事業より注力すべき事業」または「区民ニーズが大幅に増加している」の場合のみ「S」評価としてください。							
	①区が実施する理由(複数選択可)							
	☐ 区の他の事業より注力すべき事業である。 ※部の主要課題のうち、特に優先すべき事業の場合チェック	☐ 法律の要請を受けて行う事業である。						
	☐ 民間事業者等に同様のサービスがない。	その他(理由)						
	②区民ニーズ							
区民ニーズを表す指標	有	有	指標番号(成果)	①	指標番号(活動)		サービス利用者数	
			推移	→	推移			
有・無どちらも								
区民ニーズに対する認識	弱視等の早期発見により、適切な治療・矯正ができることから区民ニーズはある。							

総合評価(d)=a+b+c

ランク2

4. 【前年度事務事業評価対象事業のみ】改善に向けた取組内容について			
(前年度事務事業評価表) 4「所管課の認識・R5年度以降の対応」を記載	検査をスムーズに受けてもらうために、区ホームページの3歳児健康診査案内ページに視覚検査についての説明を記載するなどの工夫をしている。 健診全体の流れをスムーズにし、適切な検査・精密検査受診票発行・保健指導が実施できるよう、必要な見直しを継続する。		
上記の改善に向けて取り組んだ内容を記載(未着手の場合には理由を記載)	眼の検査の必要性和実施方法について、通知やホームページへの掲載で案内をした。また、健診の流れの見直しや人員の配置を工夫し、効率よくスムーズに実施できるようにした。		
改善に向けた取組内容についての自己評価 (e)	予定通りに進んだ	根拠	3歳児健診受診者全員に視覚検査を実施し、必要に応じて精密健康診査受診票を発行した

5. 令和6年5月末時点の状況	
①令和6年度当初の課題・ニーズ	・3歳児健診では、スポットビジョンスクリーナーによる視覚検査の実施により弱視発見率が導入前の約2倍の3%前後で推移し、早期発見・早期治療につながっている。 これまでどおり、3歳児健診受診者全員への視覚検査の実施と必要に応じた精密健康診査受診票の発行を安定して実施する。
②国・都の動き(関係法令の改正・補助金の創設・方針の変更など)	母子保健法、成育基本法により3歳児健診による目の検査は、自治体の使命となっている。 令和 5年3月厚生労働省通知「乳幼児に対する健康診査について」の一部改正についてにおいて、3歳児健康診査の記録欄に、屈折検査に係る欄を新設する等の見直しが行われた。また、母子保健対策強化事業により、各種健診に必要な備品(屈折検査機器等)の整備について国庫補助が継続されている。
③令和6年度の方針・取組方針(事業展開)	現状の実施体制および人員体制により、3歳児健診受診者全員への視覚検査の実施と、有所見者への精密健康診査受診票の発行を継続して実施する。
④令和6年度の事業進捗状況	3歳児健診受診者全員への視覚検査の実施と必要に応じた精密健康診査受診票の発行を継続して実施できている。4月から5月の3歳児健診受診者246人、うち、精密健診票発行29人。
⑤区民等からの事業に対する意見・要望	弱視等の精密健康診査を説明した際には動揺する保護者もいるが、早期に眼科を受診して適切な治療・矯正につながっている。眼科の予約待ちとなり、他の医療機関紹介を希望する場合もある。
⑥上記⑤に対する対応	3歳児健診受診者全員への視覚検査の実施と、有所見者への精密健康診査受診票の発行を継続して実施する。眼科の予約待ち期間が長くなった場合等には、他の精密検査実施医療機関を紹介する。精密健診受診票の発行後3か月を経過しても結果返信がない区民について、電話等により受診勧奨を行っている。

-----以降の項目は、評価内容を踏まえて管理職が記載してください-----

今後の事業費予算要望（f）	現状維持	根拠	現状の人員配置と予算により、3歳児健診受診者全員に対するスポットビジョンスクリーナー検査が実施できている。
今後の事業の方向性（d+e+f） （現状の評価および施策評価を踏まえた評価）	A	※eは該当の事業のみ加味	
上記判断と今後の事業の方向性を踏まえ、令和6年6月以降に向けての対応を記載（改善方法、課題への対応など）			
母子保健法に定められた3歳児健診において、視覚検査を継続実施することは自治体の使命となっている。スポットビジョンスクリーナー検査の導入から2年が経過し、弱視等の発見と精密健康診査が安定して実施できるようになってきている。今後も受診者の意見や要望を随時確認しながら、必要に応じて事業運営方法を改善していく。			